

平成30年度

公の施設の指定管理者監査

結果報告書

智頭町監査委員

平成30年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の実施日

平成31年1月24日（書類監査・実地監査）

第3 監査の対象

公の施設の名称	指定管理者の名称	所管課
国重要文化財 石谷家住宅	(一財) 因幡ふるさと振興財団	教育課
国登録有形文化財 智頭町消防団本町屯所		

第4 監査の内容

1 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度において執行された、公の施設の管理・運営、経理状況及び所管課の指導・監督に係る事務

2 監査の項目及び着眼点

【所管課関係】

- ①公の施設の管理を行わせている団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- ②指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④協定書等には、必要な事項が適正に記載されているか。
- ⑤管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- ⑥業務履行確認は業務報告書等により適切になされているか。
- ⑦指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

【指定管理者関係】

- ①施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ②協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ④公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑤公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適正になされているか。
- ⑥公の施設の管理に係る各種諸規定は整備されているか。
- ⑦利用促進のための努力はなされているか。

3 監査の方法

指定管理者及び所管課から事前に関係資料、証拠書類等の提出を求め、監査の着眼点に沿って書面及び現地調査を行い、関係職員から内容を聴取し監査を実施した。

第5 指定管理の状況

区 分		内 容	
		石谷家住宅	智頭町消防団本町分団屯所
指定管理者名称		(一財) 因幡街道ふるさと振興財団	(一財) 因幡街道ふるさと振興財団
指定管理者の選定方式		指 定 方 式	指 定 方 式
指定管理期間		平成30年4月1日～	平成30年4月1日～
		平成35年3月31日	平成35年3月31日
指定管理料	総 額	50,700,000円 (税込み)	2,909,000円 (税込み)
	平成30年度	10,000,000円 (税込み)	574,000円 (税込み)
利用料金制の有無		有り	無し
議会の議決		平成30年3月19日	平成30年3月19日
施設の利用者数		22,892人 (平成29年度)	—
施設の概要	所在地	智頭町大字智頭396番地	智頭町大字智頭567、568番地
	敷地面積	3,862㎡	175.94㎡
	延床面積	1,904㎡	83.43㎡
	構造等	木造二階建 (一部平屋建)	木造二階建
	沿革	平成13年4月20日開館	平成24年4月1日開館

1 指定の意義及び業務の範囲

石谷家住宅・智頭町消防団本町分団屯所

(1) 指定の意義

民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって観光振興を図り、地域産業の活性化の増進につなげることにある。

(2) 業務の範囲

- ①施設の観覧許可に関する業務
- ②施設の観覧に係る観覧料金の徴収に関する業務
- ③施設等の維持管理に関する業務
- ④施設の維持管理に関する業務の他智頭町又は指定管理者が必要と認める業務

2 収支状況 (一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団)

収支状況の年度推移表

(単位：千円、%)

収 入	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	比較増減 (29-28)	
						増減額	増減率
指 定 管 理 料	8,639	8,639	9,820	9,820	9,820	0	0.0
入 館 料	13,219	13,967	11,760	10,014	9,514	△ 500	△ 5.0
イ ベ ン ト 収 益	905	1,354	895	805	1,029	224	27.8
喫 茶 ・ 物 販	5,728	6,328	5,869	5,181	4,575	△ 606	△ 11.7
補 助 金	2,763	4,210	475	952	1,167	215	22.6
そ の 他 収 入	677	300	287	115	126	11	9.6
経 常 収 益	31,931	34,798	29,106	26,887	26,231	△ 656	△ 2.4

※補助金

智頭町 200千円 (文化財建物活用推進事業補助金)

鳥取県 817千円 民間 150千円

(単位：千円、%)

支 出	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	比較増減 (29-28)	
						増減額	増減率
人 件 費	16,871	18,224	18,452	17,059	16,796	△ 263	△ 1.5
材 料 費	2,265	2,454	2,534	2,092	1,656	△ 436	△ 20.8
消 耗 品 費	1,431	1,777	1,079	1,026	779	△ 247	△ 24.1
光 熱 水 費	1,321	1,416	1,302	1,230	1,231	1	0.1
租 税 公 課	368	1,175	1,808	1,092	949	△ 143	△ 13.1
諸 謝 金	1,136	1,383	1,052	1,334	1,463	129	9.7
委 託 料	1,008	1,036	1,393	1,092	1,001	△ 91	△ 8.3
そ の 他	4,439	4,528	3,145	3,493	4,012	519	14.9
経 常 費 用	28,839	31,993	30,765	28,418	27,887	△ 531	△ 1.9
(直 接 的 経 費)	25,615	28,074	27,293	25,164	24,664	△ 500	△ 2.0
(間 接 的 経 費)	3,224	3,919	3,472	3,254	3,223	△ 31	△ 1.0
収 支 差 額	3,092	2,805	△ 1,659	△ 1,532	△ 1,657	△ 124	△ 8.1

3 入館者数

入 館 者 数 の 年 度 推 移 表

(単位：人、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度 A	29年度 B	比較増減 (B-A)	
						増減額	増減率
入 館 者 数	30,603	32,599	27,610	24,580	22,892	△ 1,688	△ 6.9
(うち団体)	11,529	11,370	8,571	8,372	6,029	△ 2,343	△ 28.0

※開館からの累計入館者数607,921人 (平成30年12月31日現在)

4 補助金

補 助 金 の 年 度 推 移 表

(単位：円)

区 分	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度	平 成 29 年 度
智 頭 町	125,000	430,000	200,000
鳥 取 県	350,000	522,000	817,333
ごうぎん鳥取文化振興財団	0	0	150,000
合 計	475,000	952,000	1,167,333

第6 監査の結果

監査した結果、基本協定書等に係る契約事務及び施設の管理運営、関連する事務事業は、総じて適正に行われていると認められたが、一部に改善、検討及び注意を要する事項が見受けられたので、指定管理者にあっては所管課との協議により、適切な措置を講じ、所管課にあっては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ今後の事務処理に万全を期されたい。

また、「個別事項について」に記述した指摘事項(改善・検討)について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告願います。

なお、指摘事項については、次の区分によるものである。

- ・「改善」（改善が必要なもの）
 - ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
 - イ 予算を目的外に支出しているもの
 - ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
 - エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
 - オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの
- ・「検討」（検討を要するもの）
 - ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整を要するもの
 - イ 予算措置上又は制度上の不備で検討を要するもの
- ・「注意」（注意すべきもの）
 - ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなどの軽易な誤りのもの
 - イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

I 共通事項について（指定管理者・所管課）

①指定管理者制度の運用において、指定管理者は、町と締結した協定に沿って適正な管理運営を行うほか、創意工夫を生かした効率的な運営に努めることが求められ、町は、適正な管理運営がなされているか、随時業務報告を求め、その内容を調査・確認することにより、協定内容が適正に履行されていることを検証し、改善の必要が認められる場合には、適切な指示を行うなど、設置者としての責任を果たすことが求められている。

しかし、協定書等で規定された書類の提出のないもの、提出された書類の内容について精査し、その結果に基づく所管課としての指導・監督のあり方について、疑問を感じる事例が見受けられたので、条例、協定書等の規定に沿った適正な事務処理をされたい。

②指定管理制度の運用目的は、施設の設置目的の効果的・効率的な達成である。「設置管理条例」では、設置目的が規定され、「仕様書」では、管理運営の基本的考え方として、「当施設は、本町の観光拠点で観光の核ともいえる施設で、本町のイメージアップに貢献するための管理運営を行い、また、智頭宿内にある観光資源の掘り起こし、智頭宿を中心とするネットワーク化を図るなど、地域の魅力を高め滞在型観光の中心拠点として管理すること。」と定めている。

指定管理制度の運用に際しては、単に「**建物としての施設の管理を行う**」ということではなく、設置目的は何か、町として何を達成したいのかを明確にして、より具体化された目標を設定し、その目標達成を目指すための手法として指定管理制度を位置づけ、運用することが重要である。

本町では、「基本協定書」に業務として規定されていないが、公共施設の運営・管理のレベルを高めるためには、町と指定管理者が連携して、事後的なチェックの仕組み（モニタリング・評価）を機能させ、PDCAサイクルによる持続的改善を図る必要があると思われる。

指定管理制度のPDCAサイクルとしては、P（計画）施設の設置目的の明確化、事業計画書の作成、年度単位の目標値設定 → D（実行）施設の管理運営の実施 → C（管理運営状況のモニタリング・評価の実施）施設の管理運営状況の指定管理者の自己評価、所管課の評価、第三者の評価利用者等の評価 → A（改善）評価に基づく改善計画の策定・実施がある。

II 個別事項について

1 【石谷家住宅】・【智頭町消防団本町分団屯所】

(1) 所管課に関する事項

【検討】

①公の施設の管理に当たって、事故や施設の損傷、自然災害、物価上昇等の経済状況の変動など、事前に把握が困難な事情に起因し、発生する被害や損失等のリスクについて、適切な対応が図れるよう町と指定管理者間でのリスク分担を定めておくことが重要である。また、分担したリスクについては、町と指定管理者がそれぞれ、何らかのリスクが顕在化した場合の対応策や連絡体制等を明確化しておくことが必要である。

リスク分担を明確にする上では、可能な限り“あいまいさ”を避け、想定されるリスクを、「基本協定書」にリスク分担表として、具体的かつ明確に規定する必要がある。

②情報の管理として、「基本協定書」では、個人情報の保護については、規定されているが、情報公開については規定されていない。指定管理者は、施設の適正な管理について町民への説明責任があり、その管理状況について高い透明性を確保することが求められる。

このことにより、智頭町公開条例第13条において、「指定管理者は、公の施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。情報公開条例の基本理念は、町が保有する情報の「原則開示」であり、指定管理者もこれに準じた情報公開を適正に行っていく必要がある。また、情報公開が適正に行われる前提として、開示請求の対象となる文書が適正に管理されることが必要である。情報公開の実施について、「基本協定書」に規定する必要がある。

③管理運営業務の執行にあたり、故意または過失、施設の瑕疵等が原因となって、利用者等に対して損害賠償を行う場合の責任分担としては、帰責事由を有するものがその損害を賠償する責任を負うこととなっている。

しかし、指定管理者によって管理される公の施設においては、国家賠償法第1条、同法第2条、民法第715条の規定により、設置者たる町が被害者に対して賠償責任を負うことになる。これにより、町が損害を賠償した場合で、指定管理者に帰責事由がある場合には、町は指定管理者に対して賠償した金額等を求償することができる。

そのため、指定管理者は、賠償責任保険等に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応することとなっている。「仕様書」では、指定管理者に加入させる賠償保険の補償限度額を定めている。賠償責任保険を確認したところ、一部限度額を満たしていない補償内容が見受けられた。補償内容の見直しを指導されたい。また、「仕様書」で定められている賠償保険の補償範囲及び保証限度額等が適切なものであるかを検討されたい。

④「審査要項」では、指定管理者候補者の指定議案を平成30年3月の議会に提出し、議会の議決後、指定管理者の指定を行い、業務開始前（平成30年3月末）までに協定を締結することとなっている。指定管理制度では、行政処分である指定によって指定管理者の権利義務が発生し、指定後に権利義務の詳細について協定を締結することになっている。協定は、ア定期間を包括した「基本協定」と、イ単年度ごとの経費等を定める「年度協定」とに分割して締結するが、事務的には、基本協定は複数年となるため、地方自治法214条の「債務を負担する行為」の設定が必要となり、指定議案と併せて議会に提出することになっている。したがって、「基本協定書」の締結は、債務負担行為を設定した場合は、設定年度内に完了する必要がある。しかし、「基本協定書」は、平成30年4月1日付けで締結されており、締結日について検討されたい。

⑤翌年度の事業計画書の提出期限は、「基本協定書」「仕様書」「審査要項」で、それぞれ相違している。書類間の整合性が図られていないため、見直しを検討されたい。

また、「基本協定書」では、指定管理者は、毎年度12月末までに翌年度の事業計画書を提出し、平成30年度においては、4月末までに当該年度の事業計画書を提出し、町の確認を得なければならないとされている。所管課は、申請時に提出した事業計画書と整合性が図られているか等を審査し、確認（承認）をすることになっている。「基本協定書」に沿った適正な事務処理をされたい。

(2) 指定管理者に関する事項

【検討】

①「仕様書」では、「災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等の対応計画を作成し、防災訓練を実施するなど、緊急事態の発生時に的確に対応すること」となっている。しかし、防火対策として、消防計画を作成し、計画に沿った対策、訓練、機器点検等は実施されているが、防災訓練は行われていない。町と協議のうえ、智頭町地域防災計画に基づき、「緊急時対応マニュアル」及び「避難計画」を作成し、日常的な訓練の実施などの適切な方策を検討されたい。

②「仕様書」では、管理運営の基本的な考え方として、「住民の交流、活用につながるよう、観覧者等の意見を管理運営に反映させ、観覧者等の満足度を高めていくこと」となっている。また、指定管理者指定申請の事業計画書でも、「アンケート並びにホームページ等により観覧者の意見を集約し、今後の運営に活用していく」としている。自由帳（意見箱）の設置により意見聴取は行われているが、定期的なアンケート等の実施は行われていない。アンケート実施に当たっては、所管課と事前協議を行い、調査対象や調査頻度、アンケート内容等について十分検討し、実施した後はその結果を町へ報告（業務報告書）することが必要である。利用者アンケートの実施について検討されたい。

利用者アンケート等により、観覧者の要望・苦情の集約・分析を行い、その結果を施設の管理運営に反映し、観覧者等の満足度の向上を図ることが重要である。

2 【石谷家住宅】

(1) 所管課に関する事項

【検討】

①「設置管理条例施行規則」では、入館券は、様式第1号（第4条関係）で、観覧料金減免申請書は、様式第2号（第5条関係）で定められているが、様式第1号は条例第3条に基づくものであり、様式第2号は条例第8条に基づくものである。根拠条例が相違している。見直しを検討されたい。

②避難所開設時における対応について、「審査要項」では、災害時の施設利用で、智頭町地域防災計画への協力（避難所運営等の協力）について記載されているが、「協定書」や「仕様書」には規定されていない。公の施設は、災害発生時に、避難所、ボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されている。施設が避難所に指定されている場合は、災害発生時における指揮命令系統や、避難所となった場合の指定管理者の役割分担などを、「避難施設開設時の緊急対応業務」として「協定書」に規定しておくことが必要である。

また、施設が避難所に指定されていない場合においても、災害等の発生状況によっては、臨時的に避難所となる可能性があることから、その場合の指定管理者との連携協力に関して「協定書」に規定することが必要である。

③平成30年4月1日付の「年度協定書」の契約関係は、町が発注者で指定管理者が受注者となっている。指定管理者制度は、公の施設の管理を、「指定」を受けたものに委託するもので、町が委託者で、指定管理者が受託者の関係となる。正当な契約関係で締結されたい。

④施設の老朽化が各処でみられ、屋根の雨漏り等の大規模な修繕（改修）が必要な時期になっている。修繕（改修）には多額の経費を要することから、計画的に対処することを検討されたい。

(2) 指定管理者に関する事項

【改善】

「設置管理条例」「設置管理条例施行規則」では、観覧料金については、町長の承認を得たうえで、減免することが出来ると規定されている。しかし、町内の小学生の児童又は中学・高校の生徒が、教職員に引率されて観覧する場合等、減免基準及び減免率については規定されていない。

「審査要項」では、観覧料金の減免については、「減免に関する基準を作成して、あらかじめ町長の承認を得るものとする。」となっている。仕様書にも減免基準等が規定されていないことから、減免基準を作成し、町長の承認を得て頂きたい。

3 【智頭町消防団本町分団屯所】

(1) 所管課に関する事項

【改善】

「設置管理条例」第10条では、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」となっているが、管理条例施行規則は定められていない。「管理条例施行規則」を策定されたい。

【検討】

「設置管理条例」では、「利用者」等に関しては規定されているが、「観覧者」及び「観覧料金」に関しては規定されていない。

しかし、「基本協定書」では、観覧許可業務、観覧料金収入の取扱い等が規定されている。また、「仕様書」においても、主な業務は観覧許可等となっており、「審査要項」でも、主な業務は観覧許可等とし、観覧料金については、「原則として無料とするが、指定管理者が指定期間中にイベント等により、特別に観覧料金を徴収する場合は、あらかじめ町長の承認を得るものとする。」となっている。「設置管理条例」との不整合が見受けられるので、整合性を図られたい。

なお、地方自治法第244条の2第4項の規定により、観覧料金の徴収業務については、「設置管理条例」で規定することが必要であるので留意されたい。

(2) 指定管理者に関する事項

【改善】

「基本協定書」の第19条では、事業計画書について、第20条では、業務報告書について、第21条では、事業報告書について規定されている。いずれも提出及び報告義務が履行されていない。

「基本協定書」の規定に沿った適正な事務処理をされたい。

第7 指定管理者の概要

- (1) 指定管理者 (一財) 因幡街道ふるさと振興財団 代表理事 長石 彰裕
 (2) 設立年月日 平成12年5月24日 (設立認可) 平成25年3月21日 (組織変更認可)
 (3) 役員等 代表理事1名、理事5名、幹事2名、常勤職員4名、臨時職員2名
 (4) 指定正味財産 (出損金) 鳥取県10,000千円 智頭町12,000千円 民間団体4,100千円
 (5) 決算概要

平成29年度の財政状況は、第1表のとおりであり、正味財産の状況は、第2表、第3表のとおりである。

一般正味財産において、経常収益は26,231,020円で、前年度に比べ655,721円(2.4%)減少し、経常費用は27,886,684円で、前年度に比べ531,694円(1.9%)減少しており、当期の経常増減額は1,655,664円の赤字となっている。経常収益減の主な内容は、イベント収益や補助金は増加したものの、入館料収益や喫茶・物販収益の減によるもの、経常費用減の主な内容は、原材料費や給料手当の減によるものである。

また、当期における経常外増減額は無く、当期の一般正味財産増減額は当期の経常増減額と同額となっている。なお、当期における指定正味財産増減額は無く、当年度の正味財産期末残高は、前年度に比べ1,655,664円(5.4%)減少し、28,738,787円となっている。

第1表 比較貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成29年度	平成28年度	増 減
I 資産の部			
流動資産	3,527,920	4,903,289	△ 1,375,369
現金預金	2,900,748	4,163,833	△ 1,263,085
未収金	33,409	49,293	△ 15,884
たな卸資産	487,513	562,663	△ 75,150
仮払金	106,250	127,500	△ 21,250
固定資産	26,100,000	26,100,000	0
基本財産	26,100,000	26,100,000	0
投資有価証券	10,000,000	10,000,000	0
基本財産預金	16,100,000	16,100,000	0
資 産 合 計	29,627,920	31,003,289	△ 1,375,369
II 負債の部			
流動負債	889,133	608,838	280,295
未払金	522,108	4,700	517,408
預り金	367,025	594,030	△ 227,005
仮受金	0	10,108	△ 10,108
固定負債	0	0	0
負 債 合 計	889,133	608,838	280,295
III 正味財産の部			
指定正味財産	26,100,000	26,100,000	0
寄附金	26,100,000	26,100,000	0
一般正味財産	2,638,787	4,294,451	△ 1,655,664
正味財産合計	28,738,787	30,394,451	△ 1,655,664
負債及び正味財産合計	29,627,920	31,003,289	△ 1,375,369

※投資有価証券 鳥取県債

第2表 比較正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	平成29年度	平成28年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	26,231,020	26,886,741	△ 655,721
基本財産運用収益	10,729	4,154	6,575
基本財産受取利息	10,729	4,154	6,575
事業収益	24,937,632	25,819,606	△ 881,974
智頭町受託収益	9,820,000	9,820,000	0
入館料収益	9,514,242	10,013,990	△ 499,748
イベント収益	1,028,680	805,030	223,650
喫茶・物販収益	4,574,710	5,180,586	△ 605,876
受取補助金等	1,167,333	952,000	215,333
地方公共団体補助金	1,017,333	952,000	65,333
民間補助金	150,000	0	150,000
雑収益	115,326	110,981	4,345
受取利息	56	138	△ 82
雑収益	115,270	110,843	4,427
経常費用	27,886,684	28,418,378	△ 531,694
事業費	24,663,326	25,164,189	△ 500,863
期首たな卸高	562,663	539,230	23,433
原材料費	1,580,205	2,115,682	△ 535,477
期末たな卸高	△ 487,513	△ 562,663	75,150
給料手当	8,927,911	9,258,036	△ 330,125
臨時雇賃金	3,695,633	3,507,223	188,410
福利厚生費	2,144,474	2,202,552	△ 58,078
光熱水料費	1,219,030	1,218,185	845
諸謝金	1,246,550	1,117,800	128,750
その他事業費	5,774,373	5,768,144	6,229
管理費	3,223,358	3,254,189	△ 30,831
人件費	2,027,883	2,091,427	△ 63,544
その他管理費	1,195,475	1,162,762	32,713
当期経常増減額	△ 1,655,664	△ 1,531,637	△ 124,027
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,655,664	△ 1,531,637	△ 124,027
一般正味財産期首残高	4,294,451	5,826,088	△ 1,531,637
一般正味財産期末残高	2,638,787	4,294,451	△ 1,655,664
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	26,100,000	26,100,000	0
指定正味財産期末残高	26,100,000	26,100,000	0
III 正味財産期末残高	28,738,787	30,394,451	△ 1,655,664

第3表 正味財産増減計算書（会計別）

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

（単位：千円）

科 目	実施事業 石谷家住宅	収益事業 喫茶等	その他事業 本町屯所	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
経常収益	14,507	7,916	574	3,234	26,231
基本財産運用収益	0	0	0	11	11
事業収益	13,340	7,800	574	3,223	24,937
智頭町受託収益	6,740	2,506	574	0	9,820
入館料収益	6,291	0	0	3,223	9,514
イベント収益	309	719	0	0	1,029
喫茶・物販収益	0	4,575	0	0	4,574
受取補助金等	1,167	0	0	0	1,167
雑収益	0	115	0	0	115
経常費用	17,598	6,544	521	3,223	27,886
事業費	17,598	6,544	521	0	24,663
給料手当	7,692	810	426	0	8,928
臨時雇賃金	262	3,434	0	0	3,696
福利厚生費	1,940	204	0	0	2,144
光熱水料費	1,127	47	46	0	1,219
諸謝金	1,247	0	0	0	1,247
租税公課	659	208	0	0	867
委託料	951	40	0	0	991
消耗品費	727	31	14	0	772
印刷製本費	735	31	0	0	766
仕入原価	0	1,655	0	0	1,655
その他事業費	2,258	84	35	0	2,378
管理費	0	0	0	3,223	3,223
人件費	0	0	0	2,028	2,028
旅費交通費	0	0	0	415	415
その他管理費	0	0	0	780	780
当期経常増減額	△ 3,091	1,372	53	11	△ 1,656
2. 経常外増減の部					
当期一般正味財産増減額	△ 3,091	1,372	53	11	△ 1,656
一般正味財産期首残高	△ 7,646	11,563	△ 41	418	4,294
一般正味財産期末残高	△ 10,737	12,935	12	429	2,639
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	26,100	26,100
指定正味財産期末残高	0	0	0	26,100	26,100
III 正味財産期末残高	△ 10,737	12,935	12	26,529	28,739